

# 令和4年度 第2回 福岡地方最低賃金審議会

## 資料目次

資料番号No.1	福岡地方最低賃金審議会第52期委員名簿	1
資料番号No.2	福岡地方最低賃金審議会運営規程	3
資料番号No.3	令和4年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領 【福岡県最低賃金改定決定審議】	5

【別綴】意見発表時資料



福岡地方最低賃金審議会  
第52期委員名簿

資料番号  
NO. 1

(令和3年4月1日任命：五十音順)  
(令和3年5月28日任命) ※1  
(令和3年6月23日任命) ※2  
(令和3年7月19日任命) ※3

区分	氏名	現職
公益代表委員	高田 亜朱華	弁護士
	富山 敦	弁護士
	平井 佐和子	西南学院大学 法学部 教授
	◎平木 真朗	西南学院大学 商学部 准教授
	○丸谷 浩介	九州大学大学院 法学研究院 教授
労働者代表委員	河村 敏昭	自治労全国一般福岡地方労働組合 書記長
	黒崎 美紀	安川電機労働組合 中央執行委員 ※3
	小陳 武志	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 副事務局長
	野中 篤志	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 事務局長
	浜田 紀子	UAゼンセン 福岡県支部 次長
使用者代表委員	金子 亮輔	イオン九州株式会社 人事教育部長
	小島 良俊	福岡県商工会連合会 専務理事 ※2
	中村 年孝	福岡県経営者協会 専務理事 ※1
	吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事
	(欠員)	

(注)◎は会長、○は会長代理である



## 福岡地方最低賃金審議会運営規程

第1条 福岡地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号、以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1名以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度局長に送付するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年3月16日から施行する。

## 令和4年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領

## 【福岡県最低賃金改定決定審議】

福岡地方最低賃金審議会

## 1 目的

福岡県最低賃金の改正決定の審議に資するため、文書による意見聴取のほか、審議会の要請に基づき、県内各地域の経済動向、経営上の問題点、初任給・ベースアップの状況等賃金その他の雇用・労働事情及び最低賃金改正に関する意見等を、県内の各地域の労・使の代表から直接聴取する。

## 2 実施日時、実施場所

日時 令和4年7月15日（金）9：30～12：00

（関係労働者からの発表を9：30～10：30、関係使用者からの発表を10：30～11：30の間で行う）

場所 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室  
（福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号）

## 3 実施主体

福岡地方最低賃金審議会

## 4 意見発表者

(1) 意見発表者は福岡地方最低賃金審議会から要請された者

ア 北九州地区、筑後地区、筑豊地区の3地区から、労・使各側1名ずつとする。（計6名）

イ 非正規雇用労働者を代表する意見を述べることができる者を1名追加する。

ウ 最低賃金の影響を強く受ける産業の事業主を代表する意見を述べることができる者を1名追加する。

エ アは労働者団体、使用者団体から推薦された者、イは労働者団体から推薦された者、ウは使用者団体から推薦された者とする。

オ その他審議会が必要と認める者

## 5 推薦手続き

推薦は令和4年7月4日（月）までとし、その後、各発表者には会長名で「最低賃金に関する意見聴取事項」を添えて依頼する。

## 6 意見発表・聴取要領

- ア 意見発表・聴取時間は、「9時30分から11時30分」とする。
- イ 意見聴取の骨子は、「最低賃金に関する意見聴取事項」にあらかじめ記載し、事前に意見発表者に通知する。意見発表者は、発表に当たってまとめた事項（「福岡県最低賃金の改正決定に係る意見書（例）」等A4紙1枚程度）及び提出する資料があれば、令和4年7月13日（水）までに事務局に提出するものとする。

〔 やむを得ず当日持参する場合には、委員用15部、発表者用4部、事務局用10部、予備1部の計30部を用意する。添付資料も同様とする。 〕

- ウ 発表者は、「意見聴取事項」に基づき1人10分程度で発表する。  
労働者側、又は使用者側の全員の発表が終了後、委員から発表者に対して質問等を行う。

エ 発表（聴取）は、労働者側、使用者側の順とする。

オ 意見発表・聴取の標準的な進め方

(ア) 開 会

(イ) 労働者側意見発表者4名入室

(ロ) 公益委員あいさつ、出席委員紹介

(ハ) 労働者側意見発表（聴取）

（各自10分程度意見発表、終了後に全員まとめて20分程度質疑）

(ニ) 労働者側意見発表者退室、使用者側意見発表者4名入室

(ホ) 公益委員あいさつ、出席委員紹介

(ヘ) 使用者側意見発表（聴取）

（各自10分程度意見発表、終了後に全員まとめて20分程度質疑）

(ト) 使用者側意見発表者退室

(チ) 閉 会

以 上



## 最低賃金に関する意見聴取事項（労働者側発表者用）

### 1 意見発表者の所属関係について

- (1) 団体名称、職氏名
- (2) 団体の概要(加盟組織、加盟組合数、加盟労働者数、業種等)

### 2 現行福岡県最低賃金改正に関する意見について

- (1) 改正の必要性について 有・無

### 3 上記「2」の理由、背景等について

下記事項(下記以外でも可)等について、できるだけ具体的数値・資料に基づき説明願います。

#### (1) 賃金事情等について

- 例えば
- ア 高卒者の初任給（所定内賃金）、パート労働者の賃金（所定内時給）
  - イ 賃金改定状況（令和4年と令和3年の比較、ベースアップ率、一時金等）

ウ 地域における一般労働者及びパート労働者の賃金水準の状況

- (2) 地域での物価や生計費等の生活状況等について
- (3) 地域の産業、経済の特徴及び最近の傾向等

### 4 その他最低賃金に関する意見

- (注) 1 上記聴取事項の発表に当たりましては、所属団体だけではなく、できるかぎり所属地区（北九州・筑後・筑豊）全体の意見（非正規雇用労働者の代表の場合には非正規雇用労働者全体の意見）も説明願います。
- 2 上記聴取事項の発表に当たりましては、できるかぎり具体的資料等を事前に事務局まで提出願います。
- 3 意見書について、特に様式は定めていませんが、別紙4「意見書例」をご参照ください。
- 4 「1 意見発表者の所属関係について」の内容は、個人及び団体等の情報を含みますので、当該情報にかかる部分については、最賃審議会資料としての公開はいたしません。

以 上

## 最低賃金に関する意見聴取事項（使用者側発表者用）

## 1 意見発表者の所属関係について

- (1) 団体名称、職氏名（単一企業の場合は、業種、労働者数等）
- (2) 団体の概要（加盟企業数、加盟企業の総労働者数、主な業種等）

## 2 現行福岡県最低賃金改正に関する意見について

- (1) 改正の必要性について 有・無

## 3 上記「2」の理由、背景等について

下記事項（下記以外でも可）等について、具体的数値・資料に基づき説明願います。

## (1) 経営事情等について

例えば

（企業経営者）

- ア 売上、受注高、生産高の増減等の状況及び今後の見通し
- イ 経常利益の増減等の状況（その原因は、売上減かコスト増か）
- ウ 昨年及び本年の労働者の採用状況並びに人員増減状況
- エ 労働分配率等の状況

（業者団体等の役員等）

オ 団体構成員の廃業・倒産又は新規参入の状況等

## (2) 賃金事情等について

例えば

- ア 高卒者の初任給（所定内賃金）、パート労働者の賃金（所定内時給）
- イ 賃金改定状況（令和4年と令和3年の比較、ベースアップ率等、賞与・退職金の改定状況も含む）

（業者団体等の役員等）

ウ 地域における一般労働者及びパート労働者の賃金水準の状況

エ 地域における春闘賃上げの状況

## (3) 地域の産業、経済の特徴及び最近の傾向

(注) 1 上記聴取事項の発表に当たりましては、所属企業だけではなく、できるかぎり所属地区（北九州・筑後・筑豊）全体の意見（最賃の影響を強く受ける産業の事業主の代表の場合には当該産業全体の意見）も説明願います。

2 上記聴取事項の発表に当たりましては、できるかぎり具体的資料等を事前に事務局まで提出願います。

3 意見書について、特に様式は定めていませんが、別紙4「意見書例」をご参照ください。

4 「1 意見発表者の所属関係について」の内容は、個人及び団体等の情報を含みますので、当該情報にかかる部分については、最賃審議会資料としての公開はいたしません。

以 上

## 福岡県最低賃金の改正決定に係る意見書（例）

## （関係労働者用）

意見発表地区 (いずれかに○)	北九州 ・ 筑後 ・ 筑豊
非正規雇用労働者を代表する意見 (主な業種を記載)	業
ご 意 見	
1 改正の必要性について	有 ・ 無
2 上記「1」の理由、背景等 *一般労働者及びパート労働者等の賃金事情、地域での物価や生計費等の生活状況、地域の産業、経済の特徴及び最近の傾向等	

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【下記の記載分は公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

所属組合	名 称		概  要	加盟組合数	
	所在地	〒 —		加盟労働者数	
	電話番号	— —		主な業種	
	職 名			参考事項	



## 福岡県最低賃金の改正決定に係る意見書（例）

### （関係使用者〔企業経営者〕用）

意見発表地区 (いずれかに○)	北九州 ・ 筑後 ・ 筑豊
最賃の影響を強く受ける産業を 代表する意見（主な業種を記載）	業
<b>ご意見</b>	
1 改正の必要性について	有 ・ 無
<p>2 上記「1」の理由、背景等</p> <p>(1) 経営事情等について *売上、受注高、生産高、経常利益の増減等の状況及び今後の見通し、労働者の採用状況並びに人員増減状況、労働分配率の状況等</p> <p>(2) 賃金事情等について *一般労働者及びパート労働者等の賃金水準、改定状況（ベースアップ率等、賞与・退職金の改定状況も含む。）</p> <p>(3) 地域の産業、経済の特徴及び最近の傾向等</p>	

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【下記の記載分は公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

所属企業	名 称		概  要	労働者数	
	所 在 地	〒      -		業 種	
	電 話 番 号	-      -		参 考 事 項	
	職 名				

# 福岡県最低賃金の改正決定に係る意見書（例）

## （関係使用者〔事業者団体役員等〕用）

意見発表地区 (いずれかに○)	北九州 ・ 筑後 ・ 筑豊
最賃の影響を強く受ける産業を 代表する意見（主な業種を記載）	業
ご 意 見	
1 改正の必要性について	有 ・ 無
2 上記「1」の理由、背景等 (1) 経営事情等について *売上、受注高、生産高、経常利益の増減等の状況及び今後の見通し、労働者の採用状況並びに人員増減状況、労働分配率の状況等  (2) 賃金事情等について *一般労働者及びパート労働者等の賃金水準、改定状況（ベースアップ率等、賞与・退職金の改定状況も含む。）  (3) 地域の産業、経済の特徴及び最近の傾向等	

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【下記の記載分は公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

所属団体	名 称		概 要	会員企業数	
	所在地	〒 -		労働者総数	
	電話番号	- -		管内の主要産業等	
	職 名		参 考 事 項		